

平成29年度 第1回久留米市環境審議会

日時：平成29年8月9日（水）
13時30分～
場所：市役所本庁舎1301会議室

1 開 会

2 委員紹介

3 議 事

(1) 久留米市地球温暖化対策実行計画の改定について

資料1

(2) その他

- ・くるめ生きものプラン～久留米市生物多様性地域戦略～
の策定について（報告）

資料2

- ・久留米市の環境状況について

資料3

5 閉 会

地球温暖化対策実行計画の改定について

1. 国際社会の動向

平成 26 年（2014 年）に「IPCC（気候変動に関する政府間パネル）」が第 5 次評価報告書において、

- ・地球が温暖化しているという事実について「疑う余地がない」
- ・その原因は人間活動である可能性が極めて高い
- ・今世紀末までの世界平均地上気温の変化予測は 0.3～4.8℃である可能性が高く、それによる人類へのさまざまな悪影響が危ぐされる

とし、国際社会においては、地球温暖化問題がその予想される影響の大きさや深刻さから見て、「人類の生存基盤に関わる安全保障の問題である」との認識がなされています。

そのため、地球温暖化の緩和に向け、平成 27 年（2015 年）12 月、COP21（国連気候変動枠組条約締約国会議）において、条約加盟全 196 の国と地域が全会一致で合意して温室効果ガス削減に取り組む史上初の画期的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、平成 28 年（2016 年）11 月に発効しました。

2. 国の動向

「パリ協定」承認案が平成 28 年（2016 年）11 月 8 日、衆院本会議において全会一致で可決、承認され、閣議決定を経て批准されました。

国は、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚をメンバーとする「地球温暖化対策推進本部」を中心に、関係府省庁が緊密に連携し、国を挙げて温暖化対策に取り組むこととし、平成 28 年 5 月に削減目標（2030 年度に 2013 年度比 26%削減）達成に向けた具体的な対策を盛り込んだ「地球温暖化対策計画」及び「気候変動の影響への適応計画」を策定しています。また、あわせて、政府のオフィス等に関する温暖化対策の計画である「政府実行計画」（2030 年度に 2013 年度比 40%削減、2020 年度に 10%削減）を策定しています

3. 気候変動の状況と将来予測

久留米市では、昭和 55 年から平成 24 年までの間に平均気温が 1.5℃上昇し、各年毎に上下の動きはあるものの、長期的に見て上昇傾向にあります。また、最高気温も上昇し、猛暑日（日最高気温 35℃以上の日）の日数が約 10 倍になっています。今後も地球温暖化による気温上昇に伴って、熱中症等の健康被害や農作物への影響など、様々な影響が予想されます。

福岡管区气象台が作成した「九州・山口の地球温暖化予測情報」では、以下のような将来予測がなされています。

- 平均気温について年平均では、九州北部地方で約 2.9℃上昇
- 年降水量が九州北部で増加
- 大雨の発生頻度が九州北部・南部地方で増加し、短時間強雨は九州全体で増加

4. 国が地方公共団体に求める役割

国は「地球温暖化緩和のために、全ての者が自主的にこの問題に取り組む必要がある」とし、地方公共団体に求める責務として、「その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制のための施策を推進するため、排出削減、吸収作用の保全及び強化のための措置を講じ、事業者や市民の排出抑制活動促進のための施策を講じる必要がある」としています。

中でも、中核市等に対しては、

- ①再生可能エネルギー等の導入促進策の実施
- ②温室効果ガス排出量がより少ない製品及び役務の利用
- ③都市機能の集約をはじめとした地域環境の整備
- ④廃棄物等の発生抑制策の実施

等により、温室効果ガス排出の抑制に努めることを求めています。

5. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）とは

(1) 地方公共団体実行計画

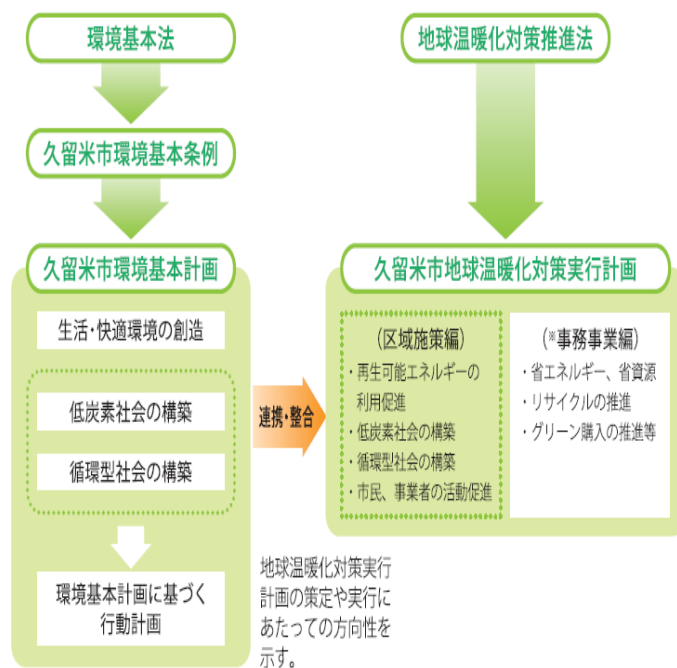
「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体は「地方公共団体実行計画」を策定するものとされており、中核市には策定が義務付けられています。地方公共団体実行計画は、「区域施策編」と「事務事業編」で構成されています。

(2) 地方公共団体実行計画（区域施策編）

地球温暖化対策推進法（以下、温対法）第21条第3項に基づき、都道府県、指定都市及び中核市が、地球温暖化対策に即して、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策に関する事項を定める計画。

(3) 地方公共団体実行計画（事務事業編）

温対法第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村が、当該都道府県及び市町村の事務及び事業から排出する温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画。



6. 現・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に掲げた温室効果ガス削減目標の達成状況

久留米市では上記の規定に基づき、平成23年10月に、現在の久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定しました。本計画では京都議定書を踏まえ、温室効果ガス削減目標値を国の削減目標と同じ「温室効果ガス排出量を1990年度比で2014年に6%削減」とし、計画に基づくさまざまな環境施策を実施してきました。

主な取り組み例は、以下の通りです。

● 太陽光発電システム導入促進策

住宅用太陽光発電システム設置費補助、教育施設・公共施設における太陽光発電システム設置

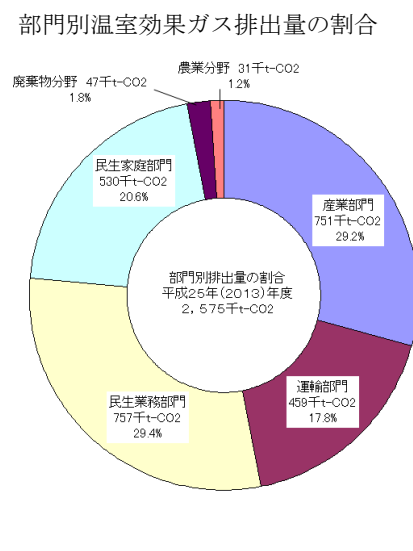
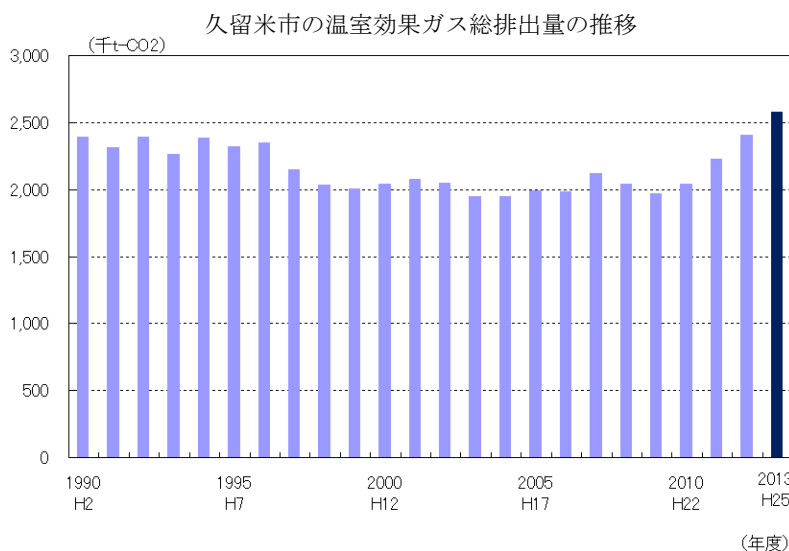
● 未利用エネルギー利用促進策

下水汚泥消化ガスによる発電の実施

● 省エネ化促進策

防犯灯LED化助成等

しかし、2013年度の温室効果ガス排出量は、1990年度比7.7%増加しており、民生家庭部門と民生業務部門で大きく増加しています。主な要因は、東日本大震災の影響による電力の排出係数の悪化で、民生家庭部門では世帯数の増加、民生業務部門では事務所等の従業者数が増加したことも要因と考えられます。



7. 新たな久留米市地球温暖化対策実行計画について

このたび新たに久留米市地球温暖化対策実行計画を策定するに当たり、久留米市では既に取り組みを進めている「久留米市新総合計画第3次基本計画」及び「久留米市環境基本計画（2011～2020）」において、都市の低炭素化や都市機能の集約、自立分散型エネルギーシステムの導入促進など、地域の特性に応じた都市づくりの長期的展望を基本的視点の一つとして位置づけています。また、東日本大震災以降はエネルギー問題が再認識され、社会全体として省エネや再生可能エネルギー等の活用に取り組むことが求められています。

これから久留米市域の温暖化対策を推進していくに当たり、上記の点と地球温暖化への適応の重要性を踏まえ、「区域施策編」において市域全体の対策・施策を立案し、全庁的に取り組むとともに、市域全体の取り組みを牽引するための一事業者としての率先行動計画として「事務事業編」を策定し、実行していきます。

8. 計画の概要（案）

国は「温対法」において、都道府県及や中核市等に対し次の4項目を定めた「実行計画」の策定を義務付けています。

- ① 計画期間
- ② 地方公共団体実行計画の目標
- ③ 実施しようとする措置の内容
- ④ その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

<計画の概要(案)>

★…必須項目

【区域施策編】

★計画期間：2018年～2030年

基本方針

市の第3次基本計画や環境基本計画の施策の方向性などをもとに検討

★目標設定

国の地球温暖化対策計画の目標に準じて検討

★市の重点取り組み（例）

- ◆再エネ等の普及・利用促進
- ◆エネルギー利用効率化の促進
- ◆都市の低炭素化の促進

施策実施のポイント

- ◇市民・事業者との協働による取り組み
- ◇全庁的な取り組み

<構成案>

- 第1章 計画策定の背景・意義
- 第2章 温室効果ガス排出量の現況と将来推計
- 第3章 計画の基本的事項
- 第4章 対策・施策
- 第5章 推進体制、点検・評価

【事務事業編】

★計画期間：2018年～2030年

基本方針

市民・事業者の取り組みを求める「区域施策編」を牽引する「市役所の率先行動」として検討

★目標設定

国の政府実行計画・市の区域施策編の目標に準じて検討

★市の重点取り組み（例）

- ◆市有施設における省エネ化・再エネ等の導入など、低炭素化の推進
- ◆公用車のエコカー化推進

施策実施のポイント

- ◇市有施設における省エネ化・再エネ等の導入など、低炭素化の推進
- ◇全庁的な取組体制の構築

9. 策定体制について

久留米市地球温暖化対策実行計画の策定及び実行のためには、全庁横断的な体制が必要であることから、国に倣い、市長をトップとする「久留米市地球温暖化対策等推進本部」を設置し、地球温暖化対策実行計画の素案作成と、地球温暖化対策をはじめとする環境施策等の推進に取り組みます。地球温暖化対策実行計画の策定にあたっては、市の各部局が、主体的に必要な情報を収集して対策・施策案を作成し、実行していくこととしています。

また、同推進本部で作成した素案を、「温対法」に基づく組織である「久留米市地球温暖化対策協議会」に諮り、審議会に報告して策定します。